

新型インフルエンザ等対策業務計画

2025年7月

N T T 株 式 会 社
N T T 東 日 本 株 式 会 社
N T T 西 日 本 株 式 会 社
株 式 会 社 N T T ド コ モ
N T T ド コ モ ビ ジ ネ ス 株 式 会 社

第1編 総則

第1節 新型インフルエンザ等対策業務計画の目的	1
第2節 新型インフルエンザ等対策業務計画の基本方針	1
第3節 業務計画の運用	1

第2編 新型インフルエンザ等対策の実施体制等

第1節 新型インフルエンザ等対策の実施体制	1
第2節 新型インフルエンザ等の情報収集及び周知	3
第3節 関係機関との連携	3

第3編 新型インフルエンザ等対策に関する事項

第1節 新型インフルエンザ等対策業務の内容及び実施方法	4
第2節 感染対策の検討・実施	5
第3節 新型インフルエンザ等発生時の海外勤務者等への対応	5

第4編 その他

第1節 教育・訓練	6
第2節 計画の見直し	6

第1編 総則

第1節 新型インフルエンザ等対策業務計画の目的

この計画は、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（平成24年法律第31号）第3条第5項、第9条、第53条2項の規定に基づき、NTT株式会社（以下「持株会社」という）、NTT東日本株式会社（以下「東地域会社」という）、NTT西日本株式会社（以下「西地域会社」という）、株式会社NTTドコモ（以下「ドコモ」という）、NTTドコモビジネス株式会社（以下「ドコモビジネス」という）が、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外も含めた幅広い感染症（以下「新型インフルエンザ等」という）の発生段階の区分に応じ、指定公共機関としての責務の遂行及び人命尊重の視点からの感染防止に資することを目的とする。

第2節 新型インフルエンザ等対策業務計画の基本方針

持株会社、東地域会社、西地域会社、ドコモ、ドコモビジネス（以下「指定公共機関5社」という）は、以下の基本方針に基づき対応する。

1. 国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるよう、発生段階に応じた事業継続計画を策定し、①新型インフルエンザ等緊急事態における通信の確保、②新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な通信の優先的な取扱いに努める。
2. 感染拡大を可能な限り抑制し、社員等の生命及び健康を保護するための適切な感染防止策を講じる。

第3節 業務計画の運用

本計画は新型インフルエンザ等対策政府行動計画で示されている発生段階等を前提として運用する。

第2編 新型インフルエンザ等対策の実施体制等

第1節 新型インフルエンザ等対策の実施体制

【準備期】

1. 指定公共機関5社は各社ごとに、社長を本部長とする新型インフルエンザ等対策本部の体制（設置場所、構成員等を含む）を確立する。

<各社の役割>

- (1) 持株会社の役割

- ① 内閣感染症危機管理統括庁、総務省、その他関係政府機関及び地方公共団体と新型インフルエンザ等対策業務計画に関し、連絡調整を図る。新型インフルエンザ等発生時には国に設置される政府対策本部と緊密な連携を保ち、新型インフルエンザ等対策業務計画の円滑かつ適切な遂行に努める。
- ② 指定公共機関の責務を果たすため、東地域会社、西地域会社、ドコモ、ドコモビジネス及びその他のグループ会社の統括・調整機能を発揮する。

(2) 東地域会社、西地域会社の役割

- ① 本社における対応
 - i. 持株会社による統括・調整のもと、グループ会社と連携し、内閣感染症危機管理統括庁、総務省、その他関係政府機関及び地方公共団体並びに社外関係機関、ライフライン事業者及び報道機関等と新型インフルエンザ等対策業務計画に関し、連絡調整を図る。
 - ii. 指定公共機関の責務を果たすため、持株会社と緊密な連携を保ち、新型インフルエンザ等対策業務計画の円滑かつ適切な遂行に努める。
- ② 支店における対応
必要に応じて当該区域を管轄する指定公共機関等と新型インフルエンザ等対策業務計画に関し、連絡調整を図る。

(3) ドコモの役割

- ① 持株会社による統括・調整のもと、東地域会社、西地域会社、ドコモビジネス及びその他のグループ会社と連携し、内閣感染症危機管理統括庁、総務省、その他関係政府機関及び地方公共団体並びに社外関係機関、ライフライン事業者及び報道機関等と新型インフルエンザ等対策業務計画に関し連絡調整を図る。
- ② 新型インフルエンザ等発生時には、持株会社、東地域会社、西地域会社及びドコモビジネスと緊密な連携を持ち、新型インフルエンザ等対策業務計画の円滑・適切な遂行に努める。

(4) ドコモビジネスの役割

- ① 持株会社による統括・調整のもと、東地域会社、西地域会社、ドコモ及びその他のグループ会社と連携し、内閣感染症危機管理統括庁、総務省、その他関係政府機関及び地方公共団体並びに社外関係機関、ライフライン事業者及び報道機関等と新型インフルエンザ等対策業務計画に関し連絡調整を図る。
- ② 新型インフルエンザ等発生時には、持株会社、東地域会社、西地域会社及びドコモと緊密な連携を持ち、新型インフルエンザ等対策業務計画の円滑・適切な遂行に努める。

2. 対策本部の下に職務を執行するにあたり、意思決定者を明確にするとともに、意思決定者の罹患等に備え、代行者を置く。

【初動期以降】

指定公共機関 5 社は、対策本部の設置および廃止について以下のとおり実施する。

1. 政府対策本部が設置された旨の通知を国より受けたときは、新型インフルエンザ等対策本部を設置する。新型インフルエンザ等対策はこの本部の下で一元的に執行する。
2. 政府対策本部が廃止された旨の通知を国より受けたときは、新型インフルエンザ等対策本部を廃止する。

第 2 節 新型インフルエンザ等の情報収集及び周知

指定公共機関 5 社は以下について取組む。

【準備期】

1. 平時において、国や国立健康危機管理研究機構（以下「JIHS」という）から、感染症に関する基本的な情報や、新型インフルエンザ等に関する情報及び発生時にとるべき行動とその対策等について収集するとともに、入手する体制を構築する。
2. 国、地方公共団体、WHO等から、国内外の新型インフルエンザ等に変異するおそれがある感染症の対応状況や医療体制等に関する情報について収集するとともに、入手する体制を構築する。
3. 社員等並びにその家族の新型インフルエンザ等の情報提供方法、罹患状況及び出社可能状況の把握方法を確立する。（例）連絡システム、電話・メール等による把握

【初動期以降】

1. 国、JIHS及び地方公共団体等が公表する国内外の新型インフルエンザ等の発生状況や対応状況、感染対策などの情報を、早急に従業員等に対し正確に伝える。その際は、新型インフルエンザ等の発生時、発生初期においては、病原性や感染性などの詳細については十分な知見が得られるとは限らず、一定の不確実性を伴うことに留意する。
2. 社員並びにその家族の新型インフルエンザ等の罹患状況及び出社可能状況を把握する。

第 3 節 関係機関との連携

指定公共機関 5 社は以下について取組む。

【準備期】

1. 新型インフルエンザ等対策業務を実施するにあたり、必要な関係機関（内閣感染症危機管理統括庁、総務省、その他関係政府機関、地方公共団体、業界団体・同業他

社、取引先企業、サプライチェーン等）との連携体制確立のための方策を策定する。

2. サプライチェーンの補完が不確実であることに留意し、重要業務の継続に不可欠な取引事業者を洗い出し、新型インフルエンザ等発生時においても重要業務が継続できるよう、当該取引事業者とともに必要な対策を検討する。

【初動期以降】

1. 関係機関と連携し、新型インフルエンザ等対策業務を実施する。

第3編 新型インフルエンザ等対策に関する事項

第1節 新型インフルエンザ等対策業務の内容及び実施方法

1. 特措法で求められる新型インフルエンザ等対策業務の具体的内容

指定公共機関5社は、①新型インフルエンザ等緊急事態における通信の確保、②新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な通信の優先的な取扱いに努めるため、各社のネットワーク監視業務、設備の故障修理及び回線開通等対応業務を実施する。

2. 発生時の人員計画の立案

指定公共機関5社は以下について取組む。

【準備期】

- ① 新型インフルエンザ等対策業務に関係する組織の業務について、プライオリティ付け（サービス単位ではなく、業務・オペレーション単位でのプライオリティ付け）を行い、初動期以降も必要な業務を特定し、業務継続必要最低人員を設定する。なお、必要な業務の特定にあたっては、グループ間で相互連携を図る。
- ② 新型インフルエンザ等対策業務継続のための要員確保策を策定する。その際、職場における感染対策による出勤者数の調整や、従業員本人の発症、発症した家族等の看病およびまん延防止対策による影響等で、一時的に多くの従業員の欠勤が発生する可能性に留意する。
- ③ 新型インフルエンザ等対策業務の特定にあたっては、事業の休止・縮小が財務に与える影響の事前予測を行う。
- ④ 利害関係者への周知及び広報活動について策定する。
- ⑤ 感染リスクを低下するための業務実施方法を検討する。（例）重要業務への重点化、出張や対面の会議の中止、リモートワーク、時差出勤等

【初動期以降】

- ① 新型インフルエンザ等対策本部の設置後、発生状況に応じた施策を実行する。
- ② 新型インフルエンザ等対策業務以外の業務については、発生段階及び社員等の罹患状況に応じ、業務の中断を決定する。なお、業務の中断にあたっては、可能な限り、自社の対策本部及び持株会社対策本部へ報告するとともに、事前に利害関係者へ周知を行う。
- ③ 中断した業務については、発生段階及び社員等の回復状況等に鑑み、業務を再開する。なお、業務再開にあたっては、可能な限り、自社の対策本部及び持株会社対策本部へ報告するとともに、事前に利害関係者へ周知を行う。

第2節 感染対策の検討・実施

指定公共機関5社は以下について取組む。

【準備期】

1. 「事業者・職場における新型インフルエンザ等対策ガイドライン」等を参考とし、職場における感染対策を検討する。（例）「咳エチケット」の実施、症状のある社員等の出勤停止、手指消毒の徹底、適切な換気の実施等
2. 入館管理、対人距離確保策等の事業所内感染防止策を策定する。
3. 感染症対策に必要な感染症対策物資（食料品、不織布性マスク、手指消毒用アルコール）等を備蓄し、定期的に点検を実施する。必要な物資及び資材が不足するときは、各省庁や地方公共団体、指定（地方）公共機関等の関係機関と連携し備蓄する物資及び資材を互いに融通する等、協力するよう努める。

【初動期以降】

1. 新型インフルエンザ等対策本部の設置後、発生状況に応じた施策を実行する。

第3節 新型インフルエンザ等発生時の海外勤務者等への対応

【初動期以降】

1. 発生国・地域に駐在する社員等及びその家族に対しては、外務省から発出される感染症危険情報や現地の在外公館の情報等を踏まえ、現地における安全な滞在方法や退避の可能性について検討する。
2. 発生国・地域への出張については、不要不急の場合、中止を検討する。また、感染が世界的に拡大するにつれ、定期航空便等の運航停止により帰国が困難となる可能性があること、感染しても現地で十分な医療を受けられなくなる可能性があること、帰国した際に感染しているおそれがある場合には、医療機関や宿泊施設等に長期間停留される可能性があること等に鑑み、発生国・地域以外への海外出張も中止・延期することも含めて検討する。
3. 事業継続の必要性は指定公共機関5社が各社で判断する。

第4編 その他

第1節 教育・訓練

指定公共機関5社は以下について取組む。

【準備期】

1. 新型インフルエンザ等に関する社員への啓発活動を行う。
 - ・社員等に対して基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）を周知する。
 - ・社員等に対して新型インフルエンザ等の発生に備え、感染症に関する基本的な情報や業務計画の内容に関する周知、浸透を行う。
2. 新型インフルエンザ等の発生に備え、実践的な訓練を実施する。

第2節 計画の見直し

この計画は常に検討を加え、必要があると認められるときは、持株会社が調整、取りまとめを行い、これを修正する。

附則

この「新型インフルエンザ等対策業務計画」は、2025年7月1日から実施する。